

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成26年5月8日(2014.5.8)

【公開番号】特開2013-106616(P2013-106616A)

【公開日】平成25年6月6日(2013.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2013-028

【出願番号】特願2013-40650(P2013-40650)

【国際特許分類】

C 12 N 1/00 (2006.01)

C 12 N 7/00 (2006.01)

C 12 N 5/10 (2006.01)

C 12 P 21/02 (2006.01)

【F I】

C 12 N 1/00 G

C 12 N 7/00

C 12 N 5/00 1 0 2

C 12 P 21/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月19日(2014.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも0.5mg/Lのポリアミンを含む、無オリゴペプチド細胞培地であって、該培地は、D MEM、ハムF12、培地199、マッコイ、またはRPMIから選択される基礎培地を含み、

該培地はさらに、アミノ酸、ビタミン、有機および無機塩類、ならびに糖質の供給源からなる群より選択される1つまたは複数の成分を含み、各成分が、細胞の培養を補助する量で存在する、無オリゴペプチド細胞培地。

【請求項2】

前記培地はさらに、緩衝物質、抗酸化剤、安定剤、プロテアーゼ阻害剤、および非イオン性界面活性剤からなる群より選択される1つまたは複数の補助物質をさらに含む、請求項1に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

【請求項3】

前記非イオン性界面活性剤は、共重合体および/またはポリエチレングリコールとポリプロピレングリコールとの混合物である、請求項2に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

【請求項4】

前記ポリアミンが、カダベリン、プトレシン、スペルミジン、スペルミン、アグマチン、オルニチン、およびその組み合わせからなる群から選択される、請求項1~3のいずれか1項に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

【請求項5】

前記ポリアミンが、合成的に生成される、請求項1~4のいずれか1項に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

【請求項6】

前記ポリアミンが、約0.5~約30mg/Lの範囲の濃度で培地に存在する、請求項

1～5のいずれか1項に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

**【請求項7】**

前記培地が、20以上のアミノ酸を有するオリゴペプチドを含まない、請求項1～6のいずれか1項に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

**【請求項8】**

前記培地が、3以上のアミノ酸を有するオリゴペプチドを含まず、場合によりグルタチオンを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

**【請求項9】**

前記培地が、2以上のアミノ酸を有するオリゴペプチドを含まず、場合によりグルタチオンおよび/またはグルタミンの少なくとも1つの安定な形態を含む、請求項1～8のいずれか1項に記載の無オリゴペプチド細胞培地。

**【請求項10】**

前記培地が、化学的に定義されている、請求項1に記載の無オリゴペプチド細胞培地。